

大館市へ建設リサイクル法10条届出・ 11条通知を提出される皆様へ

令和5年4月1日(土)から、建築物等の解体等を行う前に実施する建設リサイクル法の届出(通知)を、電子メールで受け付けています。

市で受け付ける建築物は小規模な建築物（建築基準法第6条第1項第2号の一部と第3号に該当する建築物）のみです。これ以外は県に届出してください。

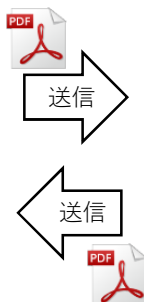
流れは県に提出する場合と同様です

電子メールによる届出(通知)のフロー

発注者又は自主施工者

①届出(通知)書・別表の作成

④届出(通知)済シールの印刷・掲示



受け付け窓口

大館市建設部建築住宅課建築指導係

②届出(通知)書の受理・確認

③届出(通知)済シールの作成

建設リサイクル法届出(通知)済工事

受付日 令和 年 月 日

受付番号 第 号

大館市 建設部 建築住宅課

<受け付け窓口から補正の指示を受けた場合>

受け付け窓口から届出(通知)書の内容に関する補正の指示を受けた場合は、補正した書類を再度送信いただく必要があります。

この場合、補正前の届出(通知)に対して、届出(通知)済シールは送信しません。

電子メールによる届出(通知)の受け付け用アドレス

大館市建設部建築住宅課建築指導係

kentiku@city.odate.lg.jp

※詳しくは

市ホームページへ (<https://www.city.odate.lg.jp>) へ
組織でさがす>建設部>建築住宅課>建築指導係からご覧ください。

<問合せ先>大館市建設部建築住宅課建築指導係

住所 大館市比内町扇田字新大堤下93番地6

電話 0186-43-7083 (直通) FAX 0186-55-1018